Doing Business in Thailand 2022 年度版



pwc

www.pwc.com/th



目次

序文 3

第1章: タイの概要 5

第2章: 東部経済回廊(EEC)、タイのアジアゲートウェイ戦略 14

第3章: ビジネス上の税制 20

PwC の紹介 42

お問い合わせ先 46

序文

「Doing Business in Thailand 2022年度版」へようこそ。過去数十年にわたり、タイは経済の近代化において目覚ましい進歩を遂げ、発展著しい都市部を中心として、競争力のある発展途上国へと変貌を遂げました。主に観光業、農業、輸出業、電子産業が堅調で、経済的な成功がもたらされました。

これらの成果は、経済発展の新たな段階へ推し進めると同時に、「中所得国の罠」(Middle Income Trap)という新たな課題をもたらしています。

過去数年間、政府・官公庁は東南アジアの中心に位置するビジネスハブとして、地域統括の戦略的地位を築くべく、賢明な努力を続けてきました。この結果としてタイは、7,000万人の人口を有するタイ国内市場へのアクセスを求める起業家にとって理想的な場所であると同時に、貿易インフラを活用して急成長するカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム(以下「CLMV」)市場や経済大国である中国、インドなどへのアクセスを可能にしています。

タイでは、外国人投資家に魅力的なビジネス環境を提供するため、政府は東部経済回廊(Eastern Economic Corridor: 以下「EEC」)構想を継続的に展開し、タイ東海岸の活性化と同時に、大きな経済転換を図っています。

現在、東部に位置する3県が、民間セクターの支援およびタイ政府からのインセンティブを受けています。東南アジア第2位の経済大国であるタイで経済成長と技術発展を生み出すには、民間セクターと海外からの投資が重要な鍵となります。

本書では、タイを拠点としたビジネス展開に関心をお持ちの方のために、タイのビジネス環境、EEC、そして事業にかかわる重要な税制の概要について解説しています。ただし、本書の内容は網羅的ではなく、重要かつ広範囲な質問のいくつかに対する回答となる情報の提供を目的としています。

Chanchai Chaiprasit
Chief Executive Officer
PwC Thailand

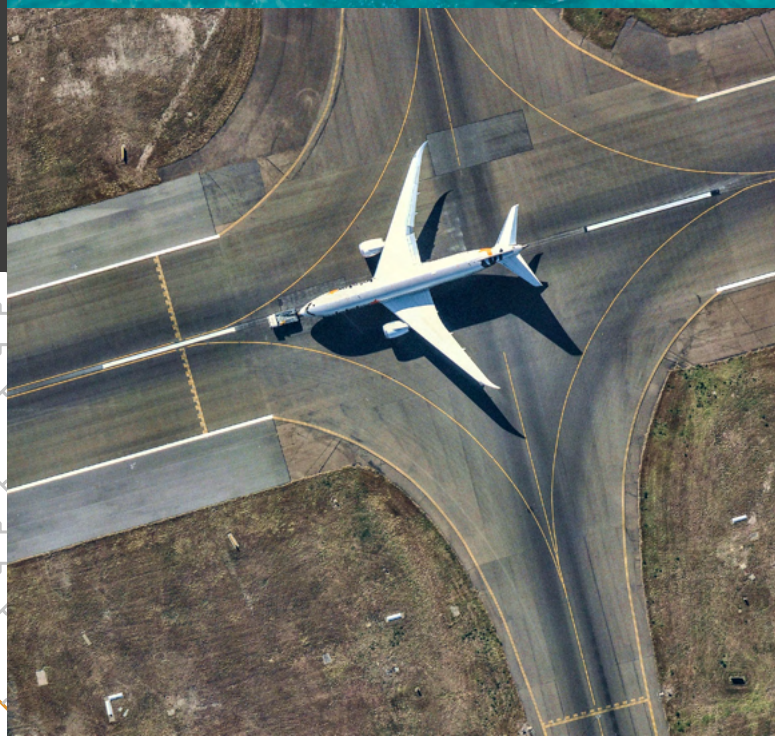


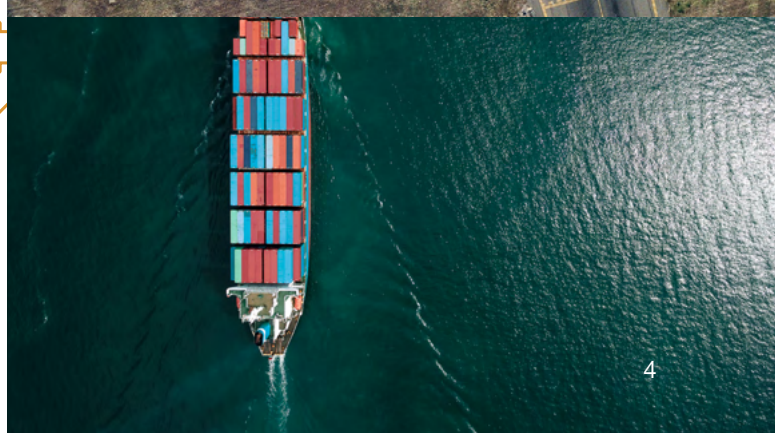


免責事項

本書は、PricewaterhouseCoopers Thailandにより作成された「Doing Business in Thailand 2022」(英語版)を日本語に翻訳したものです。したがって、英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は、英語版を優先してご利用くださいますようお願い申し上げます。また本書は、タイの法律や税務に関するアドバイスを提供するものではなく、投資における重要なポイントを理解するために必要となる、一般的な情報を提供することを目的としています。特定の優遇措置、規制、税制については、変更される可能性があることを十分にご留意ください。









第1章:
タイの概要

国別概要

土地面積の合計
513,120 km²

人口
7,100万人

通貨
タイバーツ(Thai Baht)

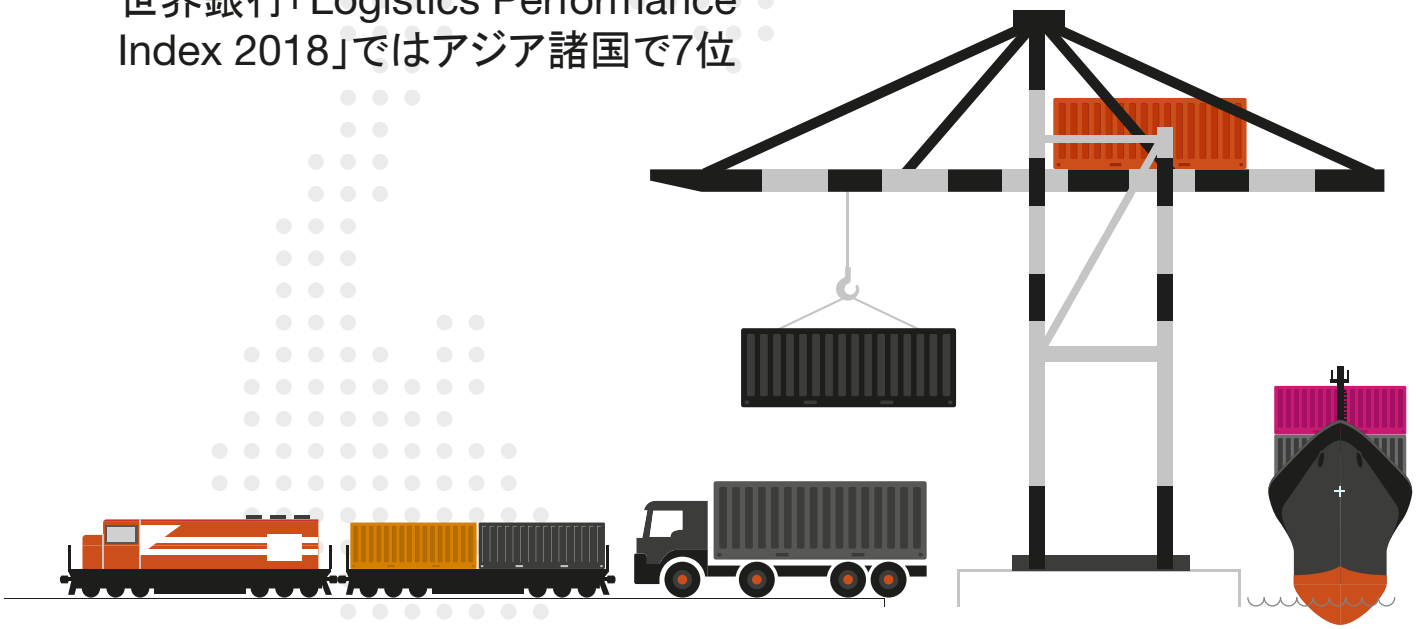
一人あたりのGDP
7,233米ドル (2021年)

GDP成長率
2.5% (2021年)

消費者物価指数
7.66% (2022年6月)

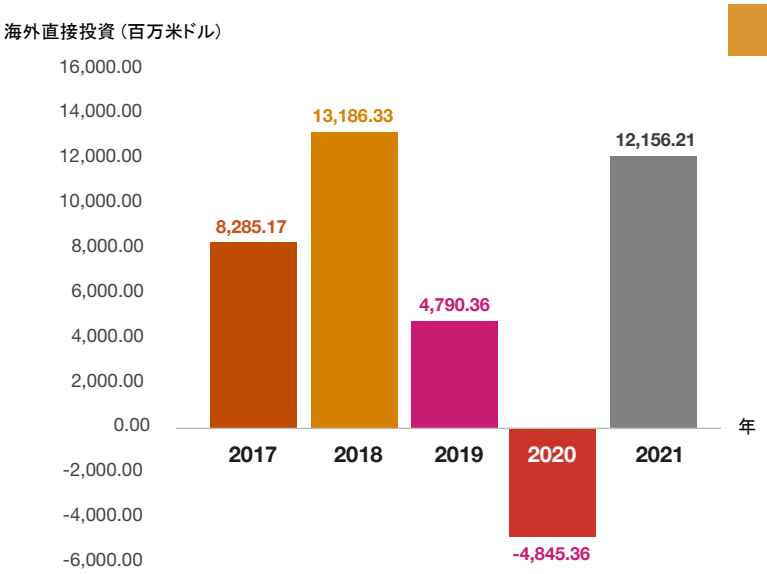
物流

ASEAN諸国で2位(シンガポールに次ぐ)、世界銀行「Logistics Performance Index 2018」ではアジア諸国で7位



出典: Bank of Thailand (BOT), Office of the National Economic and Social Development Council (NESDC), United Nations Population Fund (UNFPA) and World Bank

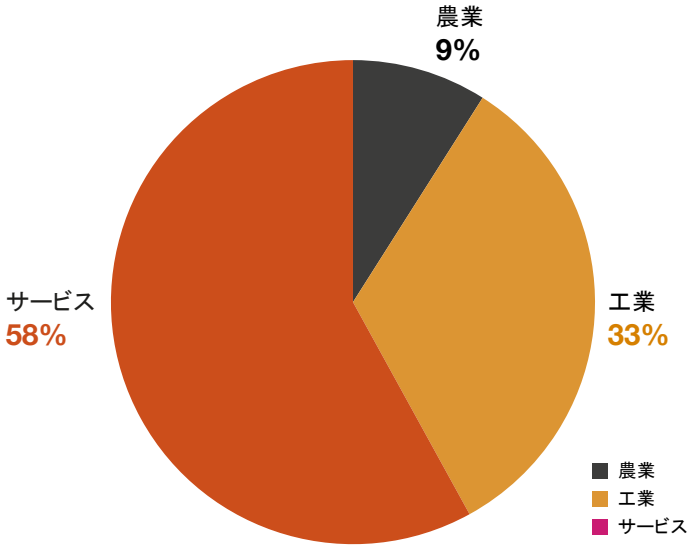
海外直接投資ネットフロー (2017年 – 2021年)



出典: World Bank

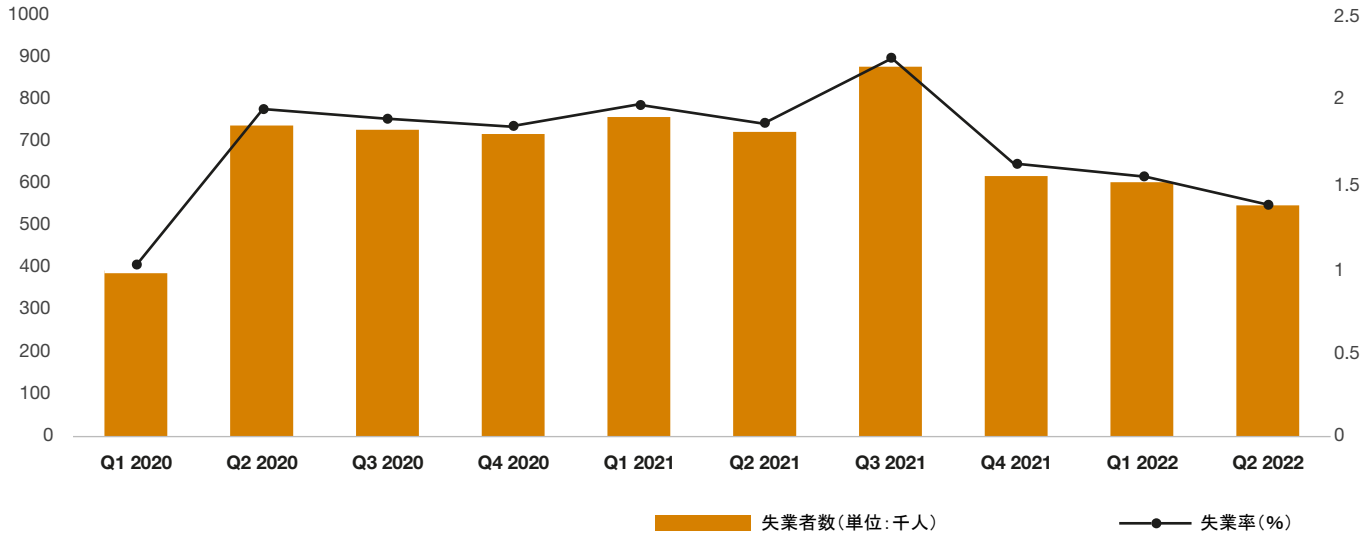
部門別GDP

タイ国の部門別GDP指数　2022年　前半



出典: National Statistical Office of Thailand (NSO)

失業率 (2020年 第1四半期 - 2022年 第2四半期)

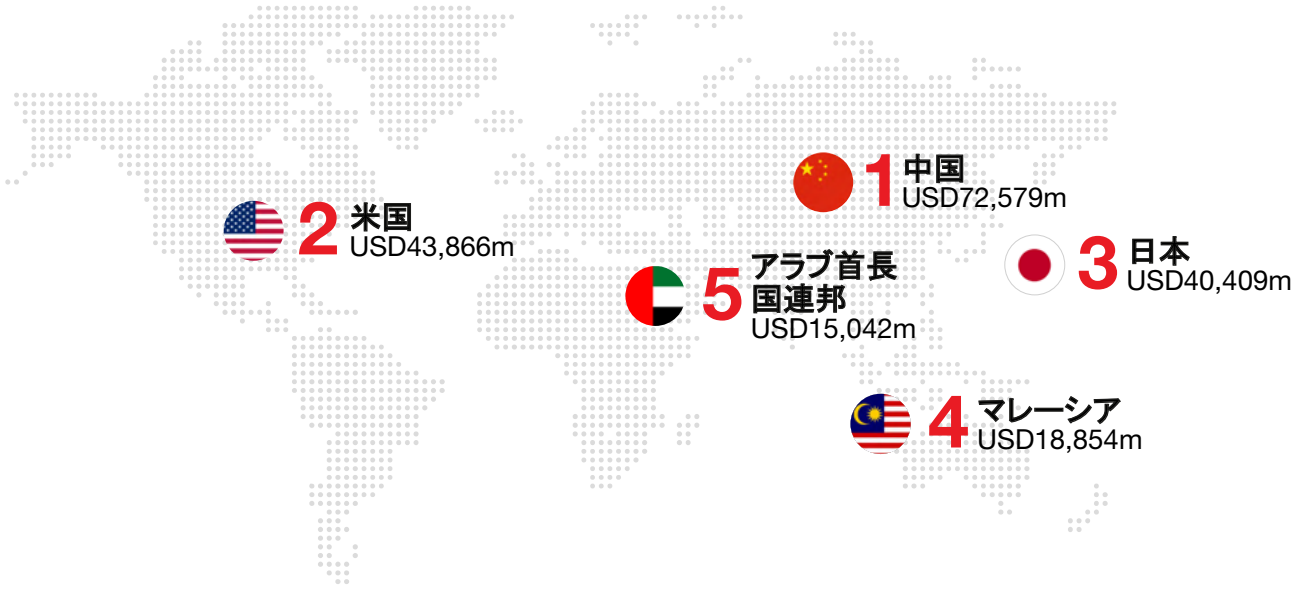


出典: Office of the National Economic and Social Development Council (NESDC)

貿易

タイは幅広い貿易相手国を持ち、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による
パンデミックの最中でも海外貿易は堅調に推移しました。

貿易相手国トップ5(2022年1月 – 8月)

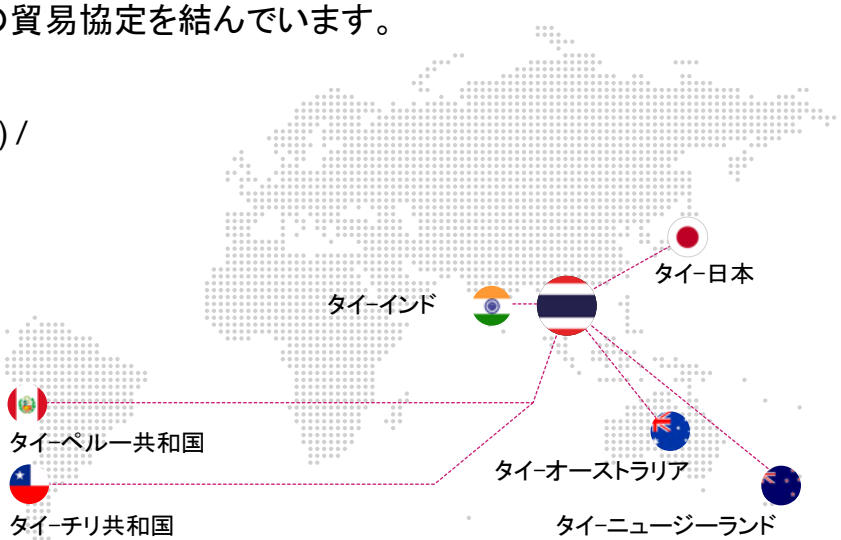


出典: Office of the Permanent Secretary Ministry of Commerce

また、タイは世界で最も開かれた経済を持つ国の一つです。
現在までに、18の国と地域で14もの貿易協定を結んでいます。

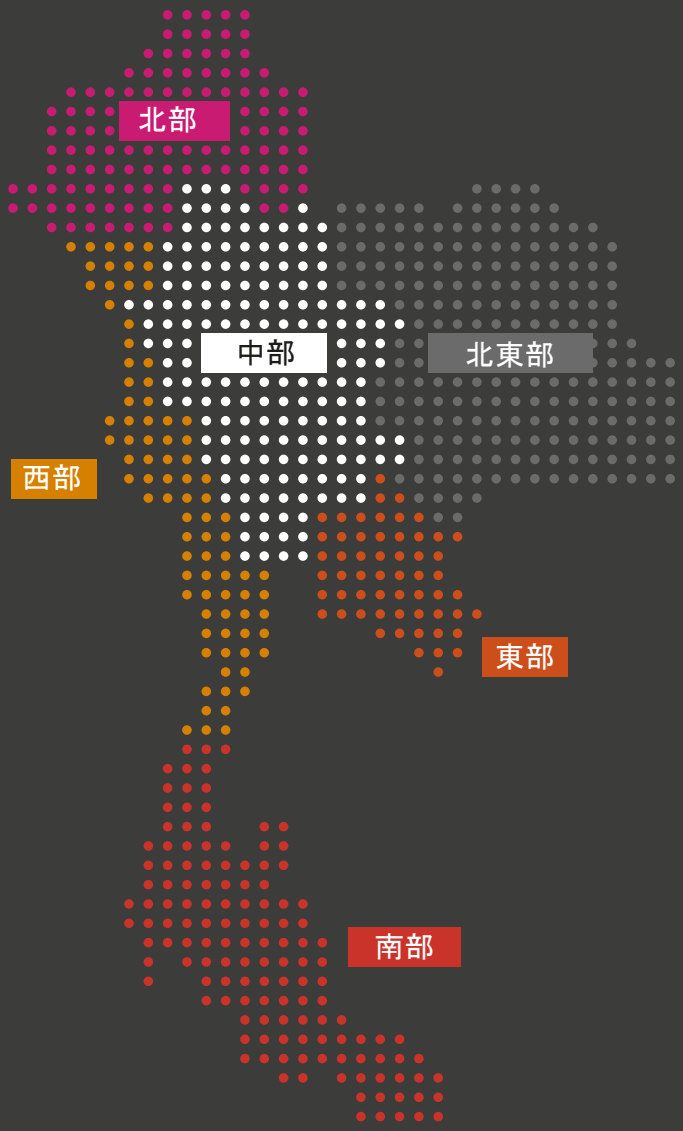
ASEAN自由貿易地域 (AFTA) /
ASEAN経済共同体 (AEC)

- ASEAN - 中国
- ASEAN - インド
- ASEAN - 日本
- ASEAN - 大韓民国
- ASEAN - オーストラリア - ニュージーランド
- ASEAN - 香港特別行政区



RCEP
地域的な包括的経済連携 (RCEP)協定

出典: Department of Foreign Trade (DFT), Ministry of Commerce



圧倒的な立地条件

タイは、東南アジアの中心に位置し、貿易や海路の交差点として機能している立憲君主制国家であり、カンボジア、ラオス、ミャンマー、マレーシアの国境に面しています。

総面積は513,120 km² を有しており、北部、北東部、中央部、西部、東部、南部の6つの地域に分かれています。人口は約7,100万人で、タイ人が主要民族として圧倒的に多く、少数民族として中国人、マレー人、カンボジア人、またその他先住民族が含まれます。

その戦略的な立地条件により、この国は重要な地域生産国として位置づけられ、特にCLMV諸国と東アジアの発展した市場にとって、地域内の貿易と繋がりをつくる重要な拠点となっています。

首都バンコクから中国・北京まで5時間弱、香港まで2時間半のフライトとアジアの主要都市とのアクセスがとても良好です。

過去数年間、タイは貿易や投資に貢献する公的機関と民間セクターの支援を受けてきました。新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による2020年の低迷にも関わらず、2021年タイの輸出は17%増加し、金額は2,710億米ドルを占めました。このような著しい拡大は、多くの貿易相手国への輸出が加速したことがけん引しています。





政治体制

タイは立憲君主制国家であり、君主が国家元首、総理が政府首脳を務めています。1932年以来、17回の憲法改正を経てきましたが、政府の基本構造は変わっていません。政府は、行政、立法、司法の3つの部門で構成されています。

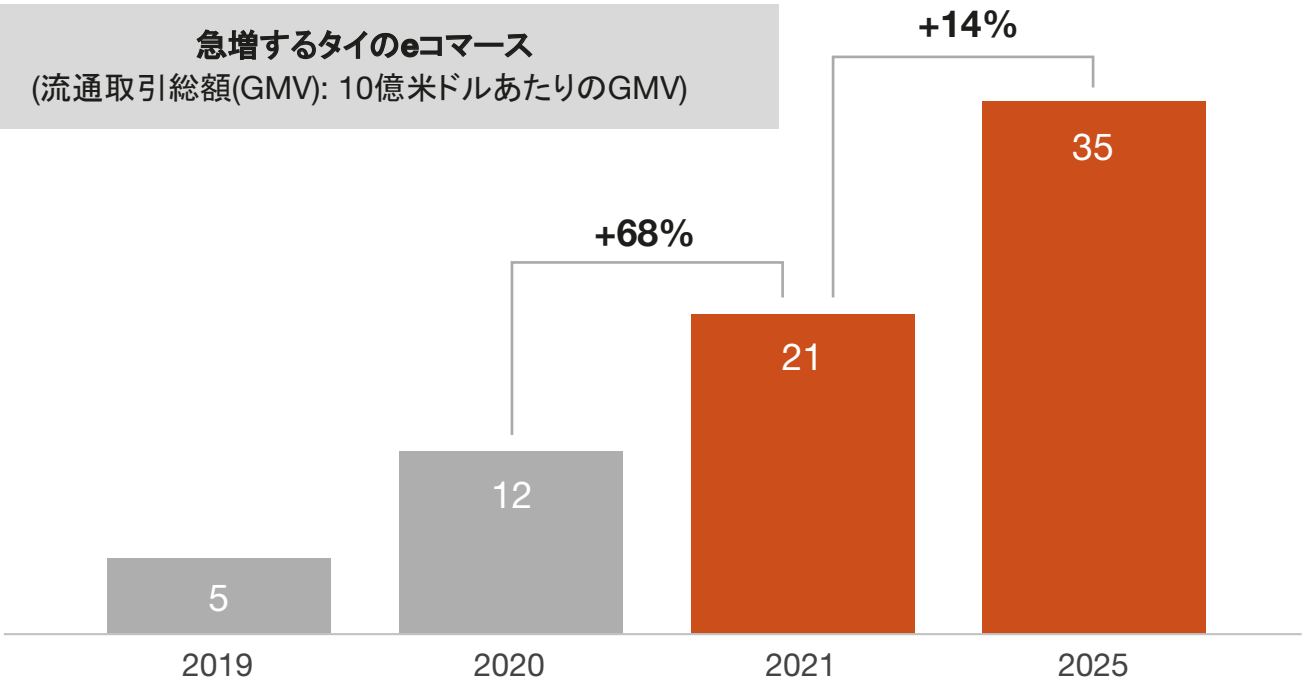
下院議員は選挙で選ばれた500人で構成され、タイ王国軍によって任命された250人の上院議員とともに、タイ国民議会(国会とも呼ぶ)を形成しています。憲法では、国会が法律を制定・可決することが認められています。

一方で、行政府は、首相を首班とする閣僚たちで構成された内閣が主導しています。この機関は、さまざまな政府機関の管理・運営を行います。

デジタル経済

過去10年間、タイはデジタル経済への転換を順調に進めてきました。デジタルインフラは大幅に改善され、タイの全住民がインターネットやデジタルコンテンツにアクセスできるようになりました。タイのeコマースは、東南アジアで最も急速に成長しているビジネス分野の一つであり、2021年には68%の成長、2025年には年率14%のさらなる成長が予測されています。

急増するタイのeコマース
(流通取引総額(GMV): 10億米ドルあたりのGMV)



出典: e-Conomy SEA 2021 report

「e-Conomy SEA 2021 Report」によると、タイでは新型コロナウイルス感染症(COVID-19)によるパンデミック開始以来、900万人のデジタルユーザーが増加し、新規ユーザーの67%が非大都市圏に居住しています。消費普及率はシンガポールに次いで東南アジアで2番目に高く、インターネットユーザーの90%がデジタルサービスを利用しています。タイのユーザーはさらなる利用の拡大傾向にあり、98%のユーザーが継続利用の意向を示しています。

進化するESG (Environmental, Social, and Governance)システム

気候変動は、世界が現在直面している最大の課題の一つです。問題を懸念する大半の国が行った公約に足並みを揃え、タイは昨年スコットランドのグラスゴーで開催された第26回締約国会議(COP26)において、2050年までにカーボンニュートラル(炭素循環)を達成し、また2065年までに温室効果ガス排出量ゼロを達成するために炭素排出量を削減することを公約しました。

この公約の下、政府は3つの柱からなる持続可能な開発へのロードマップを打ち出しました。(1) 環境、社会、ガバナンス(Environmental, social and governance: 以下「ESG」)に沿った温室効果ガスの長期的な削減、(2)気候変動の影響を軽減するための適応、(3)気候に配慮した公共・民間インフラへの投資を支援するとともに、関連セクターにインセンティブを与えるための経済・金融・財政措置の策定を支援



経済を持続可能な道へ導く

持続可能な計画を実行するために、政府機関は産業およびサービス部門が、環境に配慮した事業活動を行い、持続可能な成長を促進するための政策を策定しています。これらの施策には、温室効果ガスを多く排出する商品やサービスに対する炭素税の研究イニシアティブが含まれます。本研究は、2023年には明確なガイドラインと税率が示され、調査が完了する予定です。また、2030年までに自動車生産台数の30%を占めるゼロエミッション車(ZEV)を生産するという「30/30」政策に基づいた、電気自動車(EV)ロードマップも注目すべき計画です。同時に、政府は2037年までに都市部の緑地を55%増やすことを計画しています。

また、政府はビジネスの成長と環境への配慮を両立させる大きな仕組みとして、「2021年 - 2026年 BCGモデル(Bio Circular Green Economy Model)」を、国の経済を前進させる国家戦略として掲げています。イノベーションとグリーンビジネスへの投資を促進するため、グリーン金融措置を導入することも意図しています。

出典: Bangkok Post, The Bank of Thailand (BOT), The Nation, The Secretariat of the Prime Minister, Government House and The Stock Exchange of Thailand (SET)

持続可能性目標における民間セクターの役割

環境に配慮したビジネス環境を促進するため、政府はグリーンイノベーションとビジネス投資を促進するグリーン財政施策を導入しています。タイの民間セクターも、規制当局が市場に導入するESG対策にしたがって、持続可能性への責任を果たす取り組みをしています。

証券取引委員会(SEC)は、上場企業に対して持続可能性に関する報告を求めるガバナンス・コードを策定しました。報告の枠組みは柔軟に選択できますが、タイ証券取引所(SET)の規定は、最も一般的に使用されているガイダンスであるGlobal Reporting Initiative(GRI)に準拠しています。

2022年から、全ての公開企業は2021年12月31日に終了する会計期間から有効になる「56－1 One Report」の文書を通じてESGへの取り組みの結果を開示する必要があります。また、2021年11月、SETは環境問題への対応基準を定める、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)を支援する立場となりました。

同年初め、タイ中央銀行(BOT)は、ファンドのリスク分析にESGを組み込むことを含む、Pillar 2の下での監督上の審査プロセスの改善を公表しました。この動きは、タイ中央銀行がタイ国内の全ての銀行に対して、リスク管理に関するESG報告の責任を負わせることに、関心を持っていることを示しています。

民間セクターの一部はすでにESG政策の実践に積極的に取り組んでいますが、特に大手上場企業がESGの重要性について理解していることが最も重要なポイントです。多くの企業は、リスク管理の実践を取り入れた、持続可能性の目標や戦略計画を発表しています。企業によるESGの取り組みは、予測不可能な環境の変化に対する重要な対応であり、直面する危機に対してどのような取り組みをしているかを明確化することにつながります。

出典: Bangkok Post, The Bank of Thailand (BOT), The Nation, The Secretariat of the Prime Minister, Government House and The Stock Exchange of Thailand (SET)

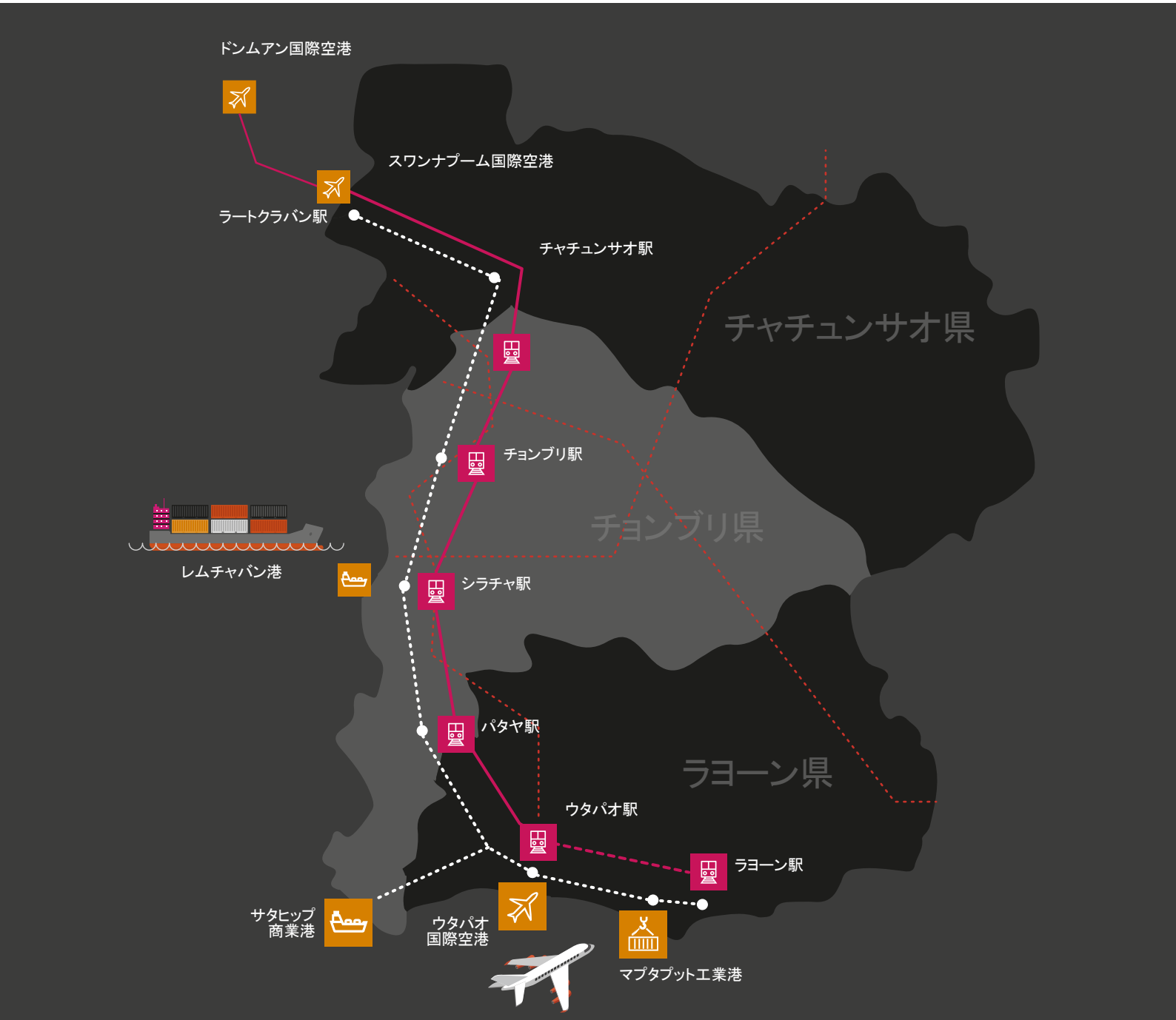


第2章:
東部経済回廊(EEC)、タイのアジアゲートウェイ戦略

EECプロジェクト

「アジアへの玄関口」とも呼ばれる東部経済回廊(EEC)プロジェクトは、2017年から政府主導で開始した、タイの東海岸を活性化するための取り組みです。ラヨーン県、チョンブリ県、チャチュンサオ県の地域を、海外直接投資(FDI)を呼び込むための投資インセンティブを備えた経済特区に設定しました。また外国からの投資だけではなく、将来の技術的な進歩のために、タイが自ら豊かな生活と幸福度を向上させる新しいイノベーションを先導する地域でもあります。

現在EECは3つの県にまたがっており、総面積は13,266 km²に及びます。



出典: The Eastern Economic Corridor Office of Thailand (EECO)



現在EECの対象となる産業は、以下の12業種です。

5つのトップS字カーブ産業

スマート農業・バイオテクノロジー
- 精密農業
- バイオ精製所、バイオ抽出
- 収穫後の管理
- 植物や動物の遺伝子組み換え

未来のための食品
- 栄養とサプリメント
- 機能性食品
- 新規食品・植物性食品
- 風味および香料

インテリジェント機器
- スマートデバイス
- マイクロエレクトロニクス設計
- 5Gの部品製造

高付加価値・医療ツーリズム
- 医療・ウェルネスツーリズム
- MICE(企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(Incentive Travel)、国際機関・団体・学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市・イベント(Exhibition/Event)とメガイベント

次世代自動車
- 電気自動車 (EV)
- 自立走行車 (AV)

7つの新規S字カーブ産業

防衛
- 輸入代替品
- メンテナンス
- 災害管理

航空・物流
- 航空関連
- メンテナンス修理とオーバーホール(MRO)
- 航空機や部品等のOEM
- 地上サービス機器
- 物流
- 高付加価値物流
- スマートロジスティクスソリューション

教育・人材育成
- 国際大学
- プロフェッショナルスキルの認定機関
- 教育技術

医療・総合的なヘルスケア
- 次世代型健康医療
- 精密医療とバイオファーマ
- 再生医療と先端化粧品
- 医薬品とバイオ医薬品
- 医療機器
- デジタルヘルス

デジタル関連
- ソフトウェアとプラットフォーム
- 人工知能(AI)
- ビッグデータと高度分析
- デジタルインフラ
- クラウド(IaaS)とデータセンター
- サイバーセキュリティ

バイオ燃料・バイオケミカル
- 特殊素材(バイオプラスティック)
- バイオケミカル(脂肪酸、油脂化学、乳酸)
- バイオ燃料(バイオエタノール、バイオディーゼル)

自動化・ロボティック
- 産業用ロボット
- サービスロボット
- システムインテグレーター

出典: The Eastern Economic Corridor Office of Thailand (EECO)

2022年に入り、第一フェーズ(EEC投資目標)が完了し、1.7兆バーツ(500億米ドル)の資本が集まりました。また、官民パートナーシップ(PPP)の654,921百万バーツ (190億米ドル)の価値を有するインフラプロジェクトが署名されました。こちらは、3つの空港を結ぶ高速鉄道、ウタパオ国際空港開発、レムチャバン港開発フェーズ3、マプタプット工業港開発フェーズ3が含まれています。

ウタパオ国際空港

バンコクの空港システムの一部であり、バンコクとは高速鉄道で結ばれます。年間利用者数は6,000万人を目標としており、2025年に本格稼働を開始する予定です。

3つの空港を結ぶ高速鉄道

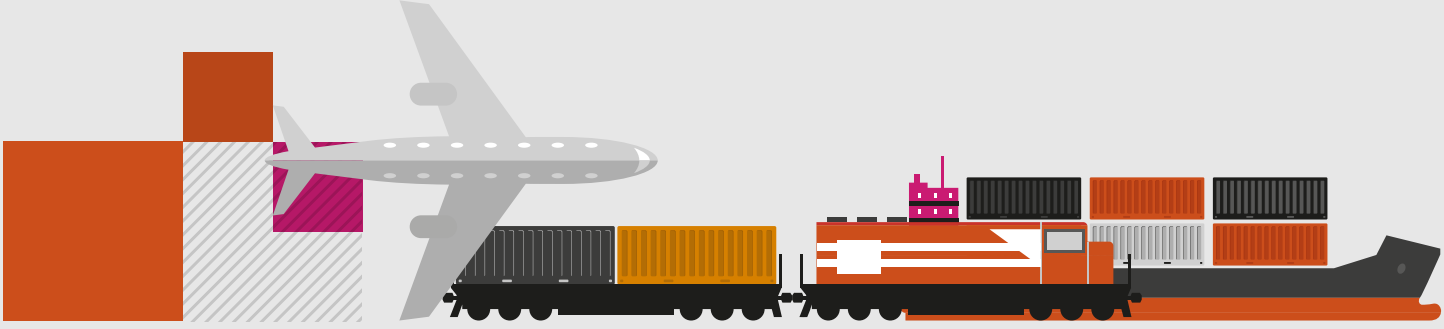
高速鉄道とエアポートリンクの延伸により、ドンムアン空港、スワンナプーム空港、ウタパオ空港の3つの国際空港を結ぶ9つの新しい駅が新設されることにより、5つの県でアクセスが向上します。高速鉄道は、2025年に運行が開始される予定です。

マプタプット工業港開発フェーズ3

2026年の運用開始時には、港湾容量が年間最大で1,900万トンまで増加し、東南アジアの出荷ハブとなることが予想されます。

レムチャバン港開発フェーズ3

レムチャバン港は、地域物流センターの基盤となる自動化システムを導入し、年間1800万TEU(20フィート換算単位)、車両300万台まで容量を拡大する予定です。この港は、2025年に運用を開始する予定です。



EECの税制優遇措置

EECにおけるプロジェクトは、スマートエレクトロニクス、自動車、自動化・ロボット、航空、デジタル技術などの対象産業のいずれかに携わっている場合にのみ奨励対象となります。EECの奨励企業は、投資奨励法により、最大13年間、法人所得税の免税または減税の優遇措置を受けることができます。

タイ投資委員会(BOI)は、EEC内における奨励活動の基準と優遇措置を発表しました。税制上の優遇措置は、以下のゾーンに分類されています。

- 産業振興特別区域
    - 東部航空都市(EECa)
    - 東部経済回廊イノベーション特区(EECi)
    - デジタルパーク・タイランド(EECd)
    - メディカルハブ・タマサート大学 (パタヤ) (EECmd)
    - ゲノミクス・タイ (EECg)
- 工業団地またはEEC内の工業団地

対象となるコア技術およびサービスに対して、5年もしくはそれ以上の税制優遇措置を付与されている適格な活動(ネガティブリストで指定されたものを除く)への投資家のみ、EECポリシーにしたがって、優遇措置の申請をすることができます。申請書は、期限が設定されていない産業振興特別区域内での申請を除き、2022年12月30日までに提出する必要があります。



BOIが提供する税制優遇措置:

- BOIの標準的なインセンティブ
- 特定の活動に対し、最大2年間の追加の法人税免税
- 免税期間終了以後3年間、法人税の50%減税

ただし、EECのインセンティブは、工業地域開発の優遇措置と併用することはできません。

また、EEC法は、EEC内の特定のゾーンで仕事をする、または事業を運営する特別な知識・能力を持つ専門家に対して、個人所得税の減税を認めています。資格のある駐在員やタイ人従業員は、EEC内で対象活動を行う企業で働くことによって得られる所得に対して、個人所得税率を一律17%とすることが認められています。



第3章:
ビジネス上の税制

各種税率と申告期限

法人税(CIT)	税率(%)
法人税率	20

法人税(CIT)	申告期限
法人税の申告期限	会計期間の末日から150日以内
法人税の最終納付期限	会計期間の末日から150日以内
法人税の予定納付期限	会計期間の最初の6カ月終了後2カ月以内

個人所得税(PIT)	税率(%)
個人所得税率	0 - 35

個人所得税(PIT)	申告期限
個人所得税の申告期限	3月31日
個人所得税の最終納付期限	3月31日
個人所得税の予定納付期限	対象外(特定の事業所得を除く)

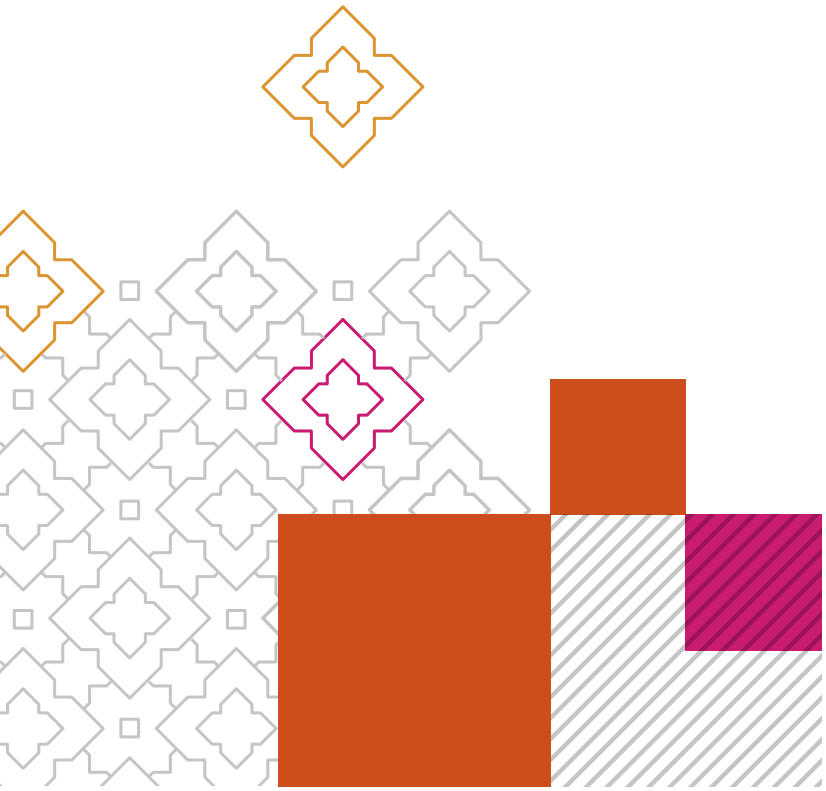
付加価値税(VAT)	税率(%)
標準税率	2023年9月30日まで税率が10%から7%に引き下げ (政府によるさらなる延長がない限り標準税率に従う)

源泉徴収税(WHT)	税率(%)
源泉徴収税率 (配当金/利息/使用料 (ロイヤルティ))	居住者: 10 / 1 / 3 非居住者: 10 / 15 / 15

キャピタルゲイン税(CGT)	税率(%)
法人のキャピタルゲイン税率	キャピタルゲインは、通常の法人税率で課税
個人のキャピタルゲイン税率	キャピタルゲインは、通常の個人所得税率で課税

富裕税	税率(%)
富裕税率	対象外

相続税と贈与税	税率(%)
相続税率	10
贈与税率	5



重要な進展

タイ政府は、2021年12月に「BEPS防止措置実施条約」(Multilateral Convention to Implement Tax Treaty Related Measures to Prevent Based Erosion And Profit Shifting: 以下「MLI」)に署名し、2022年4月に批准書を提出しました。MLIは2022年7月1日から有効となっています。

法人税

タイに設立された法人は、全世界の所得に対して課税されます。タイ国外で設立された法人は、タイで行われた事業から生じた、またはその結果として生じた利益に対して課税されます。法人税率は20%です。

タイで事業を行っていない外国法人は、タイから支払われた、またはタイで支払われた特定の種類の課税所得(例:利息、配当、ロイヤルティ、賃貸料、サービス料)に対して最終源泉徴収税(WHT)が課されます。税率は通常15%、配当は10%ですが、二重課税防止条約(Double Tax Treaty: 以下「DTT」)の規定により、他の税率が適用される場合があります。

会計期間終了時の資本金が500万バーツを超えず、商品の販売および/またはサービスの提供による収入が3,000万バーツを超えない法人およびパートナーシップ、すなわち中小企業(SME)には、30万バーツから300万バーツの純利益に対し、15%の軽減税率が適用されます。

石油税

国外の石油会社は、コンセッション制、生産分与契約、サービス契約のいずれかに基づいて、タイで探鉱や開発に従事することが許可されています。

石油事業から得た所得に対しては、石油所得税法(Petroleum Income Tax Acts: 以下「PITA」)に基づき、認可石油会社および生産分与契約者に対して石油税が課せられます。サービス契約を結んでいる石油会社は、PITAではなく、歳入法典の下で課税されます。



法人居住者

法人の居住地は、設立の場所により決定されるため、タイの法律の下で設立された法人は、タイの内国法人となります。

タイ国外で設立された法人は、タイで事業を行っているとみなされた場合、タイでの法人税の課税対象となります。「タイで事業を行っている」の定義が幅広いため、DTTの規定に従い、タイ国外の法人がタイで所得または利益を得ることになる従業員、代理人、仲介者の存在も含むとされています。

源泉徴収税

会社、法人格を有するパートナーシップ、その他の法人が、他のタイの会社、法人格を有するパートナーシップ、その他の法人および支店や恒久的施設を通じてタイで事業活動をしている外国会社に対して所得を支払う場合、ロイヤルティの支払いの3%、金利の1%、プロフェッショナルサービスと請負に対する支払いの3%が、支払者によって源泉徴収されます。

外国税額控除

タイの会社は、事業所得もしくは受取配当金に対して支払った外国税額を法人税額から控除することができます。外国税額控除は、所得に対して課税されるタイの税額を上限とします。また、上記の源泉徴収税や中間申告納税額からも控除することが認められています。

国外への支払いにかかる源泉所得税

タイ国内で事業を営んでいない外国の会社への収益の送金には、源泉所得税が課せられます。
所得の分類による税率:

仲介手数料および役務提供料	15%
ロイヤルティ	15%
利子	15%
配当金	10%
キャピタルゲイン	15%
資産の賃貸料	15%
自由専門業に対する報酬	15%

これらの源泉徴収税は、租税条約により減額または免税される場合があります。

租税条約

タイは61の国と租税条約を締結しています。



その他の税制

タイで事業を行う場合、法人税以外にもさまざまな税金が課せられます。主な税金を以下にまとめました。下記以外には、関税、物品税、固定資産税などが挙げられます。



付加価値税(VAT)

付加価値税(Value Added Tax: 以下「VAT」)の標準税率は10%ですが、2023年9月30日まで7%に引き下げられています。(政府によるさらなる延長がない限り元の標準税率に従う)

VATは、商品の販売とサービスの提供に対して税金が課されます。輸出は0%の税率が適用されますが、一定の商品やサービス(例: 基本的な食料品、教育、医療、利子、不動資産の賃貸、不動産の販売)が非課税となります。

タイ非居住者である電子的サービスプロバイダーおよび電子的プラットフォーム運営者が、VAT登録をしていないタイの顧客に電子的サービスを提供することにより、年間180万バーツ以上の収益を得る場合は、VAT登録、VAT申告書の提出、および歳入局のオンラインシステムを通じたアウトプットVAT(インプットVATを控除しない)の納税をしなければなりません。上記納税者は、タックス・インボイスの発行およびインプットVAT報告書の作成は求められません。

VAT徴収のための主要な要件:

- 海外から提供されるデジタルサービスである。
- サービスは電子的方法により提供され、タイ国内で使用される。
- タイ国内のサービスの受領者はVATの登録者ではない。

特定事業税

特定事業税は、商業銀行、商業銀行に類似する金融業、不動産販売(3%)、生命保険(2.5%)など、VATの対象とならない特定の事業の総収入に対して一定の税率で課されます。商業銀行業務、ファイナンス、証券、クレジットフォンシエ業務、および商業銀行に類似する業務を行う事業者が得る一定の収入については、特定事業税の税率が0.01%に減税されています。

なお地方税として、特定事業税の税率に10%が上乗せされ、課税されます。

印紙税

印紙税は、請負契約、金銭消費貸借/当座貸越、株式/社債の譲渡、土地または建物の賃貸、保険証書など、28種類の文書や証書に対して課されます。印紙税の税率は文書や証書の種類によって異なり、多くの契約書や合意書では1,000バーツの価値につき1バーツ、多くの商業関連の書類やその他の書類の場合は、1文書につき一定額が課されます。

また、印紙税の対象となる電子課税文書の多くは、インターネットを通じ現金で納税することが義務付けられています。この場合、インターネットによる印紙税申告および納税は、課税文書が締結されてから15日以内に行う事ができます。

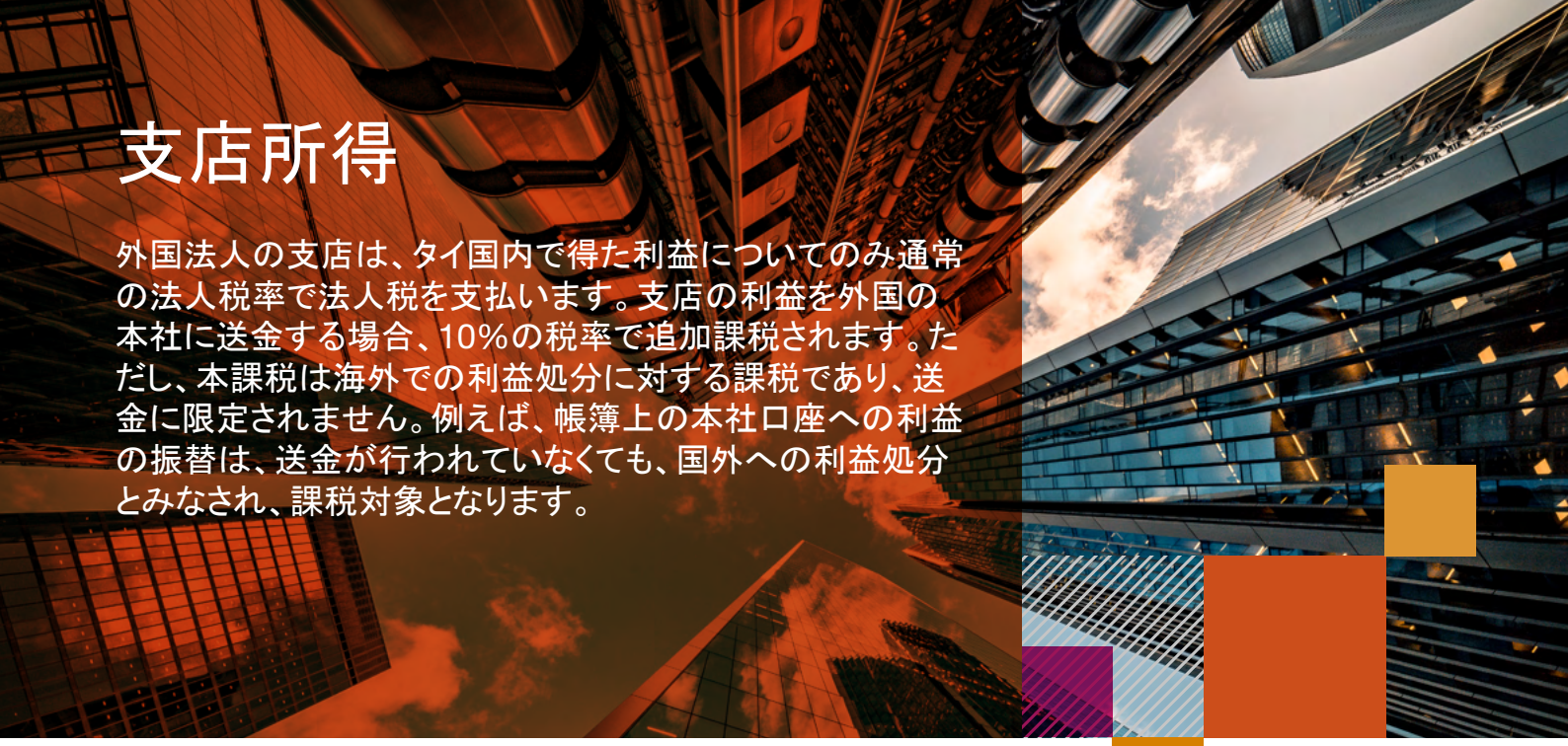
納付漏れ、貼付漏れには200%から600%の加算税が課されます。また、印紙が適切に貼付されていない文書や証書は、民事訴訟の際に証拠として認められません。

資本税

タイでは、資本税は課せられません。

給与税

雇用主は、従業員へ支払う、または従業員に代わり支払う全ての給与および手当から個人所得税を源泉徴収し、給与および手当が支払われた月の末日から7日以内に歳入局に納付する義務があります。



支店所得

外国法人の支店は、タイ国内で得た利益についてのみ通常の法人税率で法人税を支払います。支店の利益を外国の本社に送金する場合、10%の税率で追加課税されます。ただし、本課税は海外での利益処分に対する課税であり、送金に限定されません。例えば、帳簿上の本社口座への利益の振替は、送金が行われていなくても、国外への利益処分とみなされ、課税対象となります。

所得の判定

キャピタルゲイン

タイではキャピタルゲインに関する特別の規則はありません。以下に記載されている場合を除き、法人が得たキャピタルゲインは、税務上、通常の収益として取り扱われます。タイで事業活動をしていない外国の法人がタイにおける投資の売却によりタイで得たキャピタルゲインは、租税条約による免税措置のない限り、タイの投資の購入者によって15%が源泉徴収されます。

タイで事業活動をしていない外国の法人が以下のキャピタルゲインを得た場合も、同様に15%の源泉徴収がされます。

政府、国営企業、特定の期間が発行する債券の償還価格と当初販売価格との差で得た売買差益	政府、国営企業、特定の期間が発行する債券の譲渡益

タイ企業およびタイで事業を行う外国企業が、確定利付き投資信託の投資信託ユニットを売却して得たキャピタルゲインは法人税が免税となります。ただし、免税所得にかかる投資および費用が損金算入されないことを条件とします。



配当所得

タイ証券取引所(SET)の上場会社が配当受領日の前後3カ月以上保有しているタイの法人の株式から受け取る配当金は、法人税が免税となります。

非上場会社が議決権を有する株式の25%以上を保有するタイの法人 (直接間接に関わらず、株式の相互保有がないことが前提) から受け取る配当金も同様に、免税の対象となりますが、当該非上場会社が配当受領日の前後3カ月以上、タイ法人の株式を保有していた場合にのみ適用されます。しかし、当該非上場会社がタイの法人の株式を配当受領日の前後3カ月以上保有していた場合でも、上記の株式の相互保有の要件や、25%以上保有の要件を満たさない場合には、配当金の半額のみが法人税の免税対象となります。

タイの法人が海外投資により受領する配当金は、当該配当金受領前少なくとも6カ月間にわたり配当する法人の議決権を25%以上保有しており、かつ、配当する法人が所在する国において、当該配当金の原資となる純利益に対して15%以上の法人税が課されている場合に、法人税の免税対象となります。

もし所在地国における「特別法」により、純利益に対する軽減税率の適用や法人税が免税されている場合にも、配当を受領した会社は法人税の免税措置を受けることができます。

タイで事業を行うタイ法人または、外国法人がタイで事業を行う法人格のないジョイントベンチャーから受け取る利益の分配は免税です。さらに、投資信託からの一定の利益も免税となります。(例:確定利付き投資信託からの利益分配金等)

株式配当金は、受取人に対し、通常の課税所得として課税されます。利息およびロイヤルティは、発生主義に基づいて課税されます。

国外所得

タイ国内で設立された法人は、全世界で得た所得に対して課税されます。タイで設立された法人が受け取る国外所得は、発生主義に基づき課税されます。二重課税は、タイで課される税金に対し税額控除することで軽減されます。

欠損金

欠損金は、将来の利益と相殺するため5会計期間繰り越すことができます。欠損金の繰戻しは認められません。欠損金保有企業の株主の変更は、欠損金の繰越し状況に影響を及ぼしません。



連結納税

連結納税は、タイにおいて認められていません。



移転価格税制

2018年11月21日、タイは、歳入法典に移転価格に関する条項を導入し、2019年1月1日以後に開始する事業年度より施行されました。

移転価格税制は、独立企業間原則を採用しています。歳入局担当官は関連当時者間の取引価格が独立企業間価格になるように納税者の収益や費用を修正する権限を有します。また、移転価格の調整の結果、納税不足とされた場合には、みなし配当またはみなし貸付利息のいずれかの形式で、第二次調整も適用されます。

法律上、企業グループに属する納税者(該当する納税者)に対して、移転価格文書の報告を義務付けています。年間総収入が2億バーツ以下の法人は、移転価格文書の報告義務が免除されます。

移転価格の情報開示は以下2つの段階に分けられます。

1 **部分開示 –** 納税者は、移転価格開示フォームの記入を行い、法人税確定申告のタイミングで歳入局にオンライン提出することが求められます。

2 **全部開示 –** 納税者は移転価格文書を作成し、開示フォームの提出後5年間保管することが求められます。これには、ローカルファイルに焦点が当てられ、請求日から所定の期間(通常60日)以内に歳入局に提出しなければなりません。納税者が移転価格文書の報告要件を満たさない場合(不完全または不正確な情報の開示)、移転価格の情報開示の各段階で最大20万バーツの罰金が科されます。

移転価格文書の記載要件は、2021年1月1日以後に開始する事業年度より適用されます。開示が要求される項目は、OECD移転価格ガイドラインのローカルファイル要件から大きく逸脱するものではありません。ただし、移転価格文書はタイ語での提出が求められます。また、タイの移転価格文書がローカルファイルのみで構成されるのかについては、マスターファイルに関わる言及がされていないため、不明です。

さらに、タイは2021年1月1日以後に開始する事業年度より適用される国別報告事項(Country-by-Country Report：以下「CbCR」)も導入しました。タイで事業を行う多国籍企業(Multinational Enterprise: 以下「MNE」)であり、年間連結総収入が280億バーツ以上でかつ、提出免除条件を満たさない場合には、タイでCbCRを提出する義務があります。また、歳入局は、一定の要件を満たした場合、外国企業がタイの事業体を代理親会社として指名し、グループに代わりCbCRを提出することを認めています。

CbCRは、タイのMNEグループの最終親会社の場合、事業年度末から12カ月以内にオンラインで提出する必要があります。MNEグループの事業体の場合は、歳入局の要請があってから60日以内に提出する必要があります。タイで事業を展開し、CbCRの提出が求められる各MNEグループは、歳入局にCbCRをオンラインで提出するタイ国内の代表事業体を選択しなければなりません。期日までにCbCRを提出しない納税者には、2,000バーツの罰金が科されます。

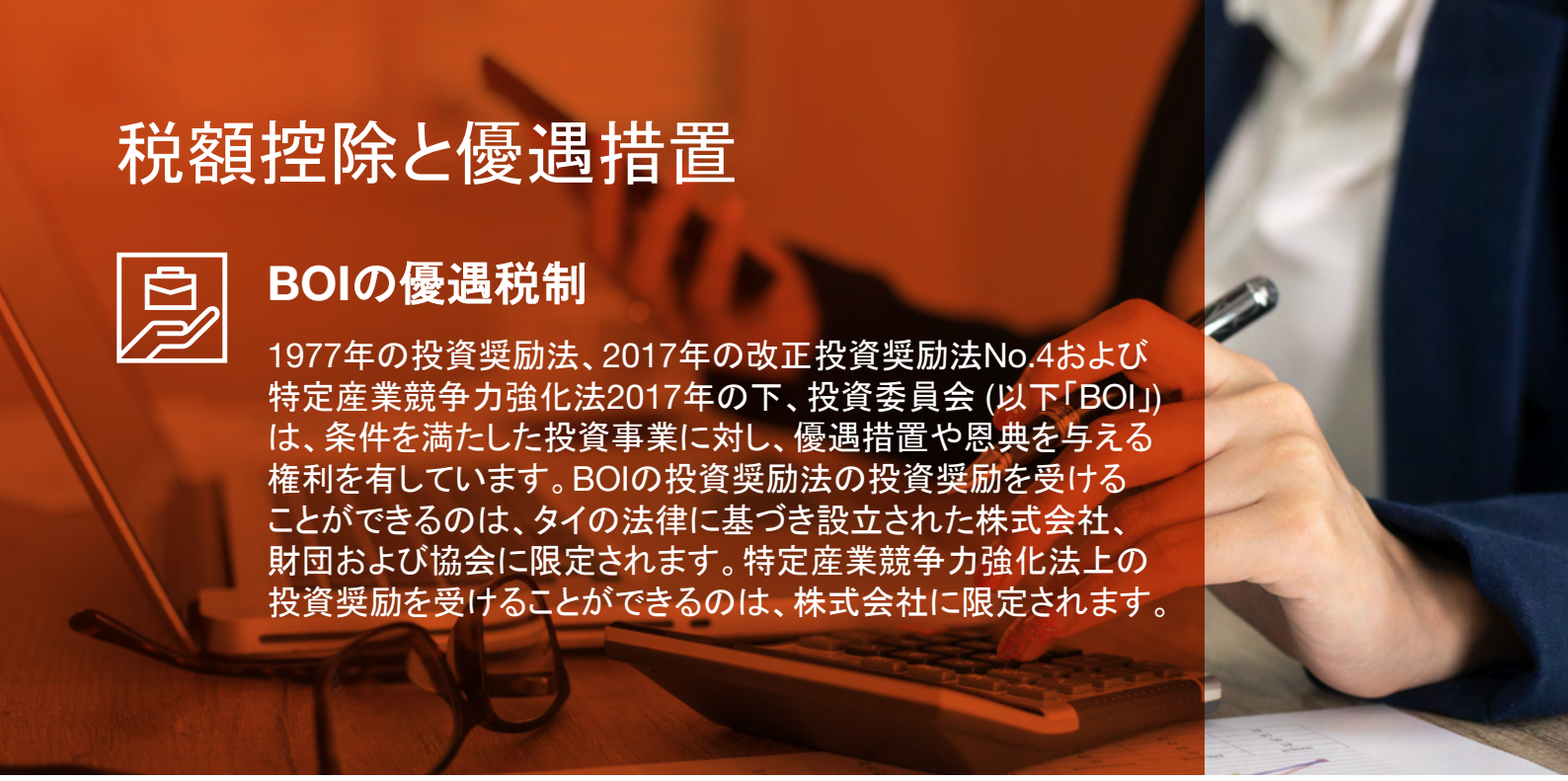
過少資本税制

過少資本税制についての税制の規則はありません。ただし、特定の事業や税制優遇措置の付与要件の一部として、一定の負債比率が要求される場合があります。

外国子会社合算税制 (CFCs)

外国子会社合算税制についての税制の規則はありません。

税額控除と優遇措置



BOIの優遇税制

1977年の投資奨励法、2017年の改正投資奨励法No.4および特定産業競争力強化法2017年の下、投資委員会 (以下「BOI」)は、条件を満たした投資事業に対し、優遇措置や恩典を与える権利を有しています。BOIの投資奨励法の投資奨励を受けることができるのは、タイの法律に基づき設立された株式会社、財団および協会に限定されます。特定産業競争力強化法上の投資奨励を受けることができるのは、株式会社に限定されます。

2015年1月1日に現行の投資奨励基準が発効しましたが、以前の基準で承認された付与済みの恩典は継続されます。

外国人の株式所有にかかわる規制を緩和するとともに、投資家の投資意欲を促進するため、BOIは次のような判断基準を設けています。

外国人事業法(1999年)のカテゴリー1に分類される農業、畜産、漁業、鉱物探査、鉱業およびサービス事業については登録資本金の少なくとも51%以上がタイ国籍者に保持されていることが条件となります。

製造業を行う事業に関しては、外国人投資家がその奨励事業の過半数または全ての株式を所有することができます。

BOIが妥当と判断した場合には、奨励事業に関する外国人投資家の株式所有について所有割合を定めることができます。

2017年1月25日に発効した改正投資奨励法No.4では、最大13年の法人税免税期間が付与されます。また、2017年2月14日に発効した特定産業競争力強化法では、最大15年まで法人税免税期間が付与されます。さらに、先端技術やイノベーションの促進、研究開発といった高付加価値産業への投資の誘致を目的とした、100億バーツの基金が設立されます。しかし、投資奨励法と特定産業競争力強化法の両方に申請を出すことは認められていないため、どちらかを選択することになります。

BOIは、二つの法律の下、税制上の恩典および非税制上の恩典とともに、事業の性質、重要性、所在地、およびその他の基準に応じて、さまざまな保証や保護を与えています。

以下は、投資者に対して与えられる税制上の恩典です。

- 輸入機械に対する輸入関税の減免
- 輸出を目的とする製品の製造に使用する輸入原材料および素材に対する輸入関税の免税
- タイ国内販売を目的とする製品の製造に使用する輸入原材料または素材に対する輸入関税を最大90%まで軽減
- 研究開発に使用する原材料に対する輸入関税の免税
- 奨励プロジェクトの内容、所在地、および適用する法律に基づき、最高15年まで法人税の免税(土地代および運転資金を除く投資額を上限とする。ただし、特定の条件を満たす場合は上限なし。)
- 法人税の免税恩典が終了した日より最大5年間の法人税率50%減免
- 法人税の免税期間中、および免税期間終了後6カ月後までの期間において、その免税事業の所得から支払われた配当金に対する免税
- 奨励プロジェクトからの収入が発生した最初の日より10年間、輸送費、電気料金、水道料金の二重控除
- 通常の減価償却に加えて、インフラの設置または建設費の25%を追加控除(奨励プロジェクトからの収入が発生した最初の日より10年以内であれば、複数年度に分割して控除可能)

投資奨励法に基づき、タイ全体、あるいは産業にとって有益と考えられる投資を促進するため、事業の価値に基づく追加恩典(メリット恩典)が下記のとおり与えられます。



地方分散化のメリット恩典

産業の地方分散を促進するため20県の一人当たり所得が相対的に低い県に投資する法人には追加で以下の恩典が付与されます。

3年間の法人税免税期間の追加。ただし、免税期間は13年間を上限とし、既に8年間の免税期間が付与されている場合は、免税期間終了後、5年間の法人税50%減免。法人税の免税が付与されていない一部のプロジェクトについては、最初に所得を得た日から3年間の法人税免税。

奨励プロジェクトからの収入が発生した最初の日より10年間、輸送費、電気料金、水道料金の二重控除

通常の減価償却に加えて、インフラの設置または建設費の25%を費用控除(奨励プロジェクトからの収入が発生した最初の日より10年以内であれば、複数年度に分割して控除可能)

研究開発のメリット恩典

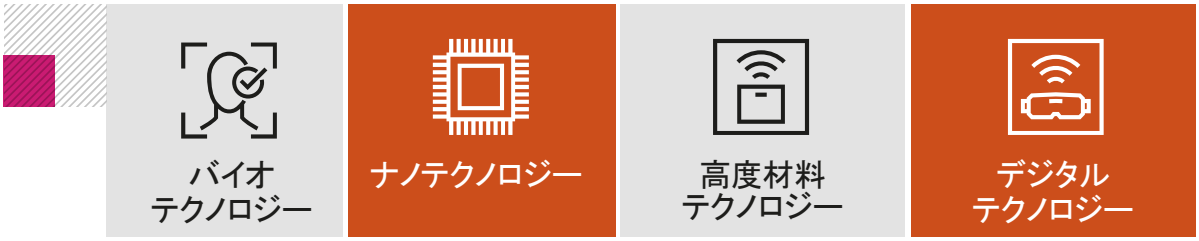
BOIは研究開発や従業員への高度トレーニング、タイ国内サプライヤーの開発などとして認められた費用について300%を上限に法人税免税額を追加するとともに、最大3年の追加免税期間を認めています。(ただし、合計免税期間は13年を上限とする)

産業地区開発のメリット恩典

BOIは工業団地および奨励産業ゾーンに立地し、既に税制上の恩典を受けて活動を行う事業に対し、追加で1年の法人税免税を認めています。ただし、11年間の法人所得税免税を上限なく受けることができる技術開発やイノベーション開発の活動を除き、合計免税期間は8年を上限とします。

対象となるコアテクノロジーと実用化事業

またBOIは以下の業種をコアテクノロジーとその研究開発の実用化事業として奨励しており、免税額の上限なしで法人税が最大13年間免税されます。



研究と開発に関わる実用化事業は、以下の産業において、対象となるコアテクノロジーを支援します。



その他優遇、保証、保護措置

奨励企業には、税制上の優遇措置以外に、さまざまな許可が与えられます。これには、事前調査に従事する外国人や奨励プロジェクトに従事する外国人技術者・専門家への労働許可、奨励事業を行うための土地の所有、外貨送金などが含まれます。

BOIは、奨励事業を国営化しないこと、奨励事業と競合する新規の国営事業を行わないこと、奨励事業が生産する製品と同種の製品を国家専売しないこと、価格統制をしないこと、政府機関や国営事業が奨励事業と同種の製品を免税輸入しないことを保証しています。

保護措置として、競合製品に対する輸入課徴金の導入や輸入禁止などの他、BOI長官には、関係官庁に対する奨励事業への援助や課税是正などを命令する権限が付与されています。

特別経済開発区 (Special Economic Development Zones :SEZ)

近隣諸国との経済連携のため、工業団地の内外を問わず、特別経済開発区(Special EconomicDevelopment Zones: 以下「SEZ」)が国境付近に設置されています。SEZには、トラート県、タック県、ムクダハーン県、ソンクラー県、サケオ県、ノーンカーイ県、カンチャナブリ県、チェンライ県、ナコーンパノム県、ナラティワート県にある特定地域(区域)が含まれます。



BOIはSEZに立地する「奨励対象事業」および「一般事業」に対して税務恩典を付与しています。対象地域に所在する法人が奨励対象事業の税務恩典を享受するには、近代的な生産工程、機械の新規導入、必要最低払込資本金、適切な環境保護システム、新規事業の負債資本比率3:1未満、規定エリアでの事業運営などといった要件を満たさなくてはなりません。

「奨励対象事業」に付与される税務恩典:

- 土地と運転資本を除く投資金額の上限の有無にかかわらず、最大8年間の法人税免税
- 法人税免税期間終了後5年間の法人税率50%減税
- 奨励プロジェクトからの収入が発生した最初の日より10年間、課税所得から輸送費、電気料金、水道料金の二重控除
- 通常の減価償却に加えて、設備の設置・建設費の25%控除
- 機械の輸入関税免税
- 輸出製品用の原材料・生産材について、5年間の輸入関税免税

BOIの定める要件に基づき、外国人非熟練労働者の奨励事業の雇用が認められます。

「一般事業」に付与される税務恩典:



法人税の免税期間を3年追加する。ただし、合計免税期間は8年を上限とする。



8年の法人税免税期間が与えられる一部の事業(グループA1 、A2)については、免税期間終了後、5年間の法人税率を50%減税する。



他の恩典は奨励対象事業と同様に認められる。

なお、SEZに関連する投資奨励の認可申請は2022年12月30日までに提出されなくてはなりません。



タイ工業団地公社(Industrial Estate Authority of Thailand: IEAT)のフリーゾーン

タイ工業団地公社(Industrial Estate Authority of Thailand: 以下「IEAT」)法の下で設置されているフリーゾーンの入居資格としては、タイの経済発展、国家の安全保障、公共の福利、環境管理やその他IEAT委員会で規定される目的に適合し、タイに便益をもたらす工業、商業活動、および他の関連事業でなければなりません。また、海外からフリーゾーンへ輸入される、もしくは国内から搬入される物品に係る租税(輸入関税、VAT、物品税等)は特別な恩典に基づき減免されます。

IEATフリーゾーン内の事業者に付与される恩典:

- 製品の生産や事業に不可欠な機械、設備、器具、備品(部品を含む)およびIEATフリーゾーン内の工場や建物の建設、組立、設置に使用される材料は、輸入関税、VATおよび物品税が免税となります。ただし、消費財や自動車は、免税になりません。

- 製品の生産あるいは販売を目的として輸入し、IEATフリーゾーンに搬入した原材料は、輸入関税、VATおよび物品税が免税となります。製品を生産するためにIEATフリーゾーンに搬入され免税となる原材料には、他のIEATフリーゾーン(同一フリーゾーン内および別フリーゾーン内)から搬入された物品、輸出のためにBOIから奨励を受けた事業者から搬入された物品、保税倉庫から搬入された物品、銀行保証の差し入れにより輸入し、完成後再輸出される物品、および他の法律で免税とされている物品などが含まれます。

- IEAT理事会によって定められた規則に従い、再輸出を目的とした生産、混合、組立、梱包、作業のためのIEATフリーゾーン内へ輸入された物品については、輸出入、規格や品質管理、マークやサインの貼付に関し、関税法で別途定められている場合を除き、規制を受けません。

- IEATフリーゾーンで生産され、タイ国内で販売される物品は、輸入品とみなされ、輸入時に輸入関税とVATが課されます。IEATフリーゾーン内にある業者間で販売される物品においては、通常税率または0%のVATが課されます。

- IEATフリーゾーンで生産され、原産地および製造に関する規則の要件を満たす場合には、タイの国内市場への移送時に特恵関税が適用されます。

関税フリーゾーン(Customs free zone: CFZ)

関税フリーゾーンは、タイの輸出を支援、奨励するために関税法に基づいて新設された地域です。関税フリーゾーンは、工業または商業活動、あるいは、タイ経済に有益な事業のために指定された地域で、ここに輸入された物品またはここで製造された物品は輸入関税、VAT、物品税が免税となります。

関税フリーゾーンとして認められるには、当該地域開設の申請書を関税局長官に提出し、承認を得なければなりません。関税フリーゾーンを開設あるいは域内で操業することを認められた会社は、関税当局と保証契約を締結し、全ての関税規則を厳格に遵守するとともに、法律で定められた年間手数料を支払います。

関税フリーゾーン内の事業者が付与される権利と恩典:

工業、商業活動、あるいはタイの経済に有益な事業に使用するために不可欠な機械、設備、器具、備品(部品を含む)の取得にかかわる輸入関税、VAT、物品税が免税されます(他の関税フリーゾーンからの移送を含む)。

製造あるいは販売を目的として輸入し、関税フリーゾーンに搬入した原材料は、輸入関税、VATおよび物品税が免税されます。製造のために関税フリーゾーンに搬入され免税となる原材料には、別の関税フリーゾーンから搬入された物品、BOIの奨励恩典を保有する企業により輸出目的で搬入された物品、保税倉庫から搬入された物品、銀行保証の差し入れにより輸入し完成後再輸出される物品、他の法律で免税とされている物品などが含まれます。

関税局長官によって定められた規則に従い、関税フリーゾーン内へ輸入され、再輸出を目的とした生産、混合、組立て、梱包、作業のための物品については、輸出入、規格や品質管理、マークやサインの貼付に関し規制を受けません。

関税フリーゾーンで製造され、タイ国内に販売された物品は輸入品とみなされ、輸入時に輸入関税とVATが課せられます。また、関税フリーゾーン内の事業者間で販売される物品には通常税率または0%のVATが課せられます。

関税フリーゾーンで製造され原産地および製造に関する規則の要件を満たす物品をタイ国内に搬送する場合は、特恵関税率が適用できます。

フリーゾーン(IEATおよび関税フリーゾーン)内の物品保管期間は2年が限度とされています。しかしながら、2年を超過する場合、CFZ/IEATのフリーゾーン内の会社が、IEATもしくは関税局(フリーゾーンのタイプによる)から承認を受けることで、さらに1年の延長が認められます。延長承認は2年の保管期限に達するのに先立って30日以内に取得することが求められています。承認なく保管期限を過ぎた物品は輸入VATや関税が課せられます。

国際ビジネスセンター(International Business Centre: IBC)

以前の地域統括事業本部(ROH)および国際地域統括本部(IHQ)に代わるものとして国際ビジネスセンター(IBC)が制定されました。ROH、IHQおよび国際貿易センター(ITC)において付与されていた税制優遇措置は、終了しました。

IBCの設立と運営の要件:

- マネージメント、技術、サポートサービスまたは財務管理サービスを関連会社に提供する目的で、または国際貿易事業を行うために設立されたタイの会社であること。
- 各会計期間末における払込資本が1,000万バーツ以上であること。
- マネージメント、技術、サポートサービスまたは財務管理サービスを関連会社に提供していること。
- 知識とスキルを有する専任スタッフを最低10名以上(財務センター(TC)としての業務のみを行う場合は、5名以上)雇用していること。
- 各会計年度において、IBCとして支出するタイ国内経費が6,000万バーツ以上であること。

マネージメント、技術、サポートサービスとして含まれるサービス:

- 一般管理、事業計画立案、ビジネスコーディネーション
- 原材料、部品の調達
- 製品の研究開発
- 技術支援
- マーケティング、販売促進
- 人事管理、研修・教育
- 財務アドバイス
- 経済・投資分析研究
- 与信管理

財務管理として含まれるサービス:

為替管理法に基づき認可された財務センターにおける財務管理

為替管理法に基づき認可された財務センターにおけるバーツ建の借入および貸付

国際貿易事業は、商品を国際的に売買する事業を意味し、これには売買される商品に関してサービス提供を含む場合があります。
国際貿易事業に含まれるサービス:

- 商品調達
- 出荷待ち商品の保管
- 包装および梱包
- 商品の輸送
- 商品の保険
- 商品にかかる研修、技術サービスやアドバイス

IBCにおける所得:

関連企業へのマネージメント、技術、サポートサービスまたは、財務管理サービスの提供による収入

IBCまたはIBCより雇用された者がタイにおいて行った研究開発の結果により生じる関連企業から受け取るロイヤリティで、歳入局長により規定された規則、手順、条件に従う収入

税務恩典が15会計期間にわたり付与:

適格所得による法人税軽減税率:

8%
タイ国内の受領者に対してIBCが支出する経費が、各会計期間において6,000万バーツ以上の場合、8%

5%
タイ国内の受領者に対してIBCが支出する経費が、各会計期間において3億バーツ以上の場合、5%

3%
タイ国内の受領者に対してIBCが支出する経費が、各会計期間において6億バーツ以上の場合、3%



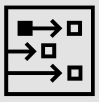
IBCが関連会社から受領する配当金に対する法人税は免税となります。



IBCが減税対象となった適格所得を源泉として、非居住者に支払う配当金にかかる源泉所得税は免税となります。



IBCが財務センター機能の一環としてグループ会社へ再貸し付けることを目的として調達した借入金利息にかかる源泉所得税は免税となります。



IBCが財務センター機能として受領する所得に対する特別事業税は免税となります。



IBC事業に従事するフルタイムの外国人従業員の個人所得税は15%になります。なお、会社がIBC事業に加え、その他の事業を合わせて行っている場合には、IBC事業から生じる収益は、会社全体の収益の70%以上でなければなりません。

以前のROH/IHQ制度と比較して、IBC制度は国内の収入と国外の収入に異なる税率を適用しません。これにより、サービス提供先として国外関連会社の必要最低数を設定する必要がなくなりました。また、軽減税率を受けるための国内取引額の制限もなくなりましたが、一方で軽減税率の要件を満たすために必要な支出額が大幅に増加しました。

しかし、既存のROH/IHQのライセンスを新規にIBCライセンスに移行した場合、以前の最低支出要件である1,500万バーツを満たしていれば8%の減税率を受けることができます。

IBCが規定の要件を満たさない場合、またはIBCとしての要件のいずれかを満たさない会計年度がある場合、税務恩典はその会計年度について取り消されます。会社が複数の会計年度にわたって要件を満たさない場合や、IBCとしての運営実態がない場合は、税務恩典は最初の会計年度に遡って取り消されます。

IBCの課税対象となる損益は、IBCとIBC以外の事業に分けて計算する必要があります。IBC事業はさらに(i)本社サービスと財務管理サービス、(ii)ロイヤリティに分けて計算する必要があります。共通経費はIBCおよびIBC以外の事業収益の割合に基づいて配賦します。

税務上の欠損は、以下の区分に応じ、管理される必要があります。



本社サービスおよび
財務センター機能



ロイヤリティ



IBC以外の事業

税務申告書は、上記の事業に分けて申告されなければなりません。



PwC の紹介



The New Equation

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)のパンデミック後、世界は今までにない変化を遂げました。技術的変革、気候変動、緊迫する社会状況など、さまざまな混乱に直面する世界において、社会における信頼を構築し、持続可能な価値をもたらすことがかつてないほど重要になっています。

PwCのグローバル戦略「The New Equation」は、複雑なニーズに応えるために、人とテクノロジーのユニークな組み合わせを実現することで、クライアントが急速に変化する世界の中で直面する新しい課題を解決するためのソリューションを共創することを約束するものです。人とテクノロジーのユニークな組み合わせを実現することで、複雑なニーズに応えることを目指しています。私たちは、クライアント、ステークホルダー、そして社会に真の変化をもたらすための支援をすることを目標としています。

質の高い監査、ビジネスアドバイザリー、税務サービスの提供に努めるだけでなく、多様な人材を惹きつけ、今日と未来のニーズに応えるべく、スタッフのスキルアップを続けています。



タイにおける PwCの事業

PwCはタイに進出してから長い年月にわたりタイのクライアントにサービスを提供し続けており、今年で63年目を迎えます。私たちは、多国籍企業、公的機関、高い成長が見込まれる企業、起業家など、多様なクライアントと密接に連携しています。

「The New Equation」へのコミットメントに従い、社会における重要な課題を解決する一員として、クライアントが今後のビジネス課題に対処できるよう支援するとともに、持続的な価値を生み出し続けることの重要性をサポートしています。これは、有能な人材を投入し、革新的なテクノロジーと組み合わせることで、クライアントが信頼を築き、持続的な価値を提供できるようにすることを意味します。

私たちは、健全なガバナンスと透明性がリーダーシップの基盤を形成すると考え、誠実さと良識をもってサービスを提供することを約束します。PwCタイに在籍する1,800人以上のスタッフが、監査、税務・法務、財務アドバイザリー、コンサルティングのサービスをご提供することができます。

変化をもたらす持続的な価値を提供

監査

企業倫理において、「信頼」は必要不可欠です。クライアント、ステークホルダー、投資家にとっても重要な要素です。ビジネスのスピードが加速し、規制が目まぐるしく変化する現代において、信頼の構築はかつてないほど重要であると言えるでしょう。PwCの監査サービスは、デジタル保証業務、財務報告、環境・社会・ガバナンス(ESG)報告において、クライアントのビジネスの透明性を向上させ、明確な道筋を提供することを目指しています。

税務・法務

今日のビジネス環境において税務戦略を達成するには、多くの課題に対応するための専門知識と先見性が必要です。PwCの税務・法務サービスは、規制当局と強い関係を築き、税務上の落とし穴をより適切に管理するための信頼できるアドバイザーです。私たちの人材、グローバルネットワーク、テクノロジーを最大限に活用することで、組織がコンプライアンスを維持し、将来の事業に集中できるよう支援します。

財務アドバイザリー

ビジネスディール、合併、買収、売却、再編を通じて価値を生み出すことが、PwCのサービスの中核をなしています。私たちのチームは、全ての取引がユニークであることを理解し、取引のあらゆる段階で必要な専門知識を提供し、得られる価値の最大化を図ります。

コンサルティング

PwC 東南アジア・コンサルティングジョイントベンチャーの一員として、タイにおけるコンサルティング事業は、地域および現地の有能な専門家がクライアントの成功を支援します。テクノロジーと業界知識を組み合わせ、デジタルとクラウドへの変革、リスクおよび戦略において、クライアントのビジネスを成功へと導きます。

お問い合わせ先

監査
Amornrat Pearmpoonvatanasuk
Assurance Lead Partner
E: amornrat.pearmpoonvatanasuk@pwc.com

税務・法務
Somboon Weerawutiwong
Lead Partner, Tax and Legal Services
E: somboon.weerawutiwong@pwc.com

財務アドバイザリー
Chantanuch Chotikapanich
Deals Lead Partner
E: chantanuch.chotikapanich@pwc.com

コンサルティング
Vilaiporn Taweelappontong
Consulting Lead Partner and Financial Services Leader
E: vilaiporn.taweelappontong@pwc.com

＜日本企業部＞

魚住　篤志
Atsushi Uozumi
(Tel:0 2844 1157/Mobile:08 18220338)
E: atsushi.uozumi@pwc.com

吉川　英一
Eiichi Yoshikawa
(Tel:0 2844 1249/Mobile:06 14130774)
E: eiichi.yoshikawa@pwc.com

Pimkwan Wetayavigromrat
(Tel:0 2844 2184/Mobile:08 18692889)
E: pimkwan.wetayavigromrat@pwc.com

木村　洋平
Yohei Kimura
(Tel:0 2844 1275/Mobile: 06 55044572)
E: yohei.a.kimura@pwc.com

福井　情美
Motomi Fukui
(Tel:0 2844 1321)
E: motomi.fukui@pwc.com

武部　純
Jun Takebe
(Tel:0 2844 1209/Mobile:08 48747425)
E: jun.takebe@pwc.com

名賀石　樹
Tatsuki Nakaishi
(Tel:0 2844 1366/Mobile:09 22490014)
E: tatsuki.nakaishi@pwc.com

松永　大輔
Daisuke Matsunaga
(Tel:0 2844 1276/Mobile: 06 14025042)
E: daisuke.m.matsunaga@pwc.com

山本　遼
Ryo Yamamoto
(Tel:0 2 844 2160/Mobile:06 57145112)
E: ryo.y.yamamoto@pwc.com

オフィス所在地

PwC Thailand
15th Floor Bangkok City Tower,
179/74-80 South Sathorn Road,
Bangkok 10120
T: +66 (0) 2844 1000

www.pwc.com/th

© 2023 PwC. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.